

令和4年広審第9号

裁 決

貨物船A漁船B衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

海技免許 四級海技士（航海）

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官川西篤史出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の四級海技士（航海）の業務を1か月停止する。

受審人 b を戒告する。

理 由

（海難の事実）

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和3年10月22日07時55分少し前

愛媛県高茂埼南方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 貨物船A

漁船B

総トン数	749トン	3.6トン
全長	84.22メートル	
登録長		9.05メートル
機関の種類	ディーゼル機関	ディーゼル機関
出力	1,368キロワット	139キロワット

3 事実の経過

(1) 設備等

ア A

Aは、平成8年11月に進水し、上甲板後部に設けた3層の甲板室の最上層に操舵室を、甲板室前方の上甲板下に貨物倉1個を、同倉前方の上甲板上にグラブ付旋回式クレーンを配し、最大搭載人員が8人の、バウスラスタを有する1機1軸の全通二層甲板船尾機関型の鋼製貨物船で、管理士等ばら積貨物の輸送に従事していた。

操舵室前部には、中央に舵輪とジャイロコンパスを装備した操舵スタンドを、左舷側に機関の遠隔操縦ハンドル及び警報盤を、右舷側にレーダー2台及びGPSプロッターを配していた。

イ B

Bは、平成2年5月に進水し、船体後部右舷側に操舵室を設け、操舵室上段前部中央に舵輪、左舷側にGPSプロッター、右舷側に機関操縦レバー、操舵室下段前部中央付近に機関計器盤及びGPSプロッター、左舷側に魚群探知機、右舷側に磁気コンパスを備え、モーターホーンを装備したFRP製漁船で、一本釣り漁業に従事していた。

(2) 本件発生に至る経緯

Aは、a受審人ほか4人が乗り組み、管理土2,000トンを積載し、船首3.5メートル船尾5.3メートルの喫水をもって、令和3年10月20日18時30分京浜港を発し、福岡県苅田港に向かった。

a受審人は、京浜、苅田両港間の船橋当直を自身、一等航海士、二等航海士の順に輪番で入直単独の4時間3直制とし、出港操船に引き続いて船橋当直に就いた。

翌々22日06時30分a受審人は、高知県蒲葵島東方5.5海里沖合で船橋当直を二等航海士から引き継いで西航し、蒲葵島東方沖合を航過したのち、レーダーをヘッドアップで4海里レンジとして豊後水道に向けて北上し、07時40分僅か過ぎ高茂埼灯台から160度（真方位、以下同じ。）4.8海里の地点で、297度に針路を定め、12.8ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で自動操舵により進行した。

a受審人は、07時52分少し前高茂埼灯台から192度3.4海里の地点に至ったとき、正船首1,000メートルのところに、Bを視認することができ、同船が錨泊中であることを示す黒色球形形象物を表示し、ほとんど移動しないことから錨泊していることが分かり、その後Bに向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、船首上甲板の清水洗浄の状況を見ることに気をとられ、見張りを十分に行わなかったため、同船の存在にも、この状況にも気付かなかった。

こうして、a受審人は、Bを避けることなく続航し、07時55分少し前高茂埼灯台から202度3.3海里の地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、その船首がBの右舷船首部に前方から49度の角度で衝突した。

当時、天候は曇りで風力1の東北東風が吹き、潮候はほぼ高潮時にあたり、視界は良好であった。

また、Bは、b受審人が1人で乗り組み、操業の目的で、船首0.3メートル船尾1.2メートルの喫水をもって、10月22日04時50分愛媛県船越漁港を発し、高茂埼南方沖合の漁場に向かった。

b受審人は、05時50分漁場に到着して操業した後、06時20分衝突地点付近に移動して機関を中立運転とし、直径16ミリメートル（以下「ミリ」という。）長さ200メートルのナイロン製錨索、直径10ミリ長さ15メートルのワイヤロープ及び長さ3メートルの鎖を連結した重さ55キログラムの2爪錨を水深100メートルの海中に投入し、130メートル伸出した錨索を船首部のたつに止め、黒色球形形象物を表示して錨泊を開始し、左舷船尾部から釣竿を出して操業を再開した。

b受審人は、07時52分半少し前衝突地点で、068度に向首していたとき、右舷船首49度1,000メートルのところに、Aを視認することができ、その後同船が自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、操業に気をとられ、見張りを十分に行わなかったため、Aの存在にも、この状況にも気付かなかった。

b受審人は、注意喚起信号を行わず、Aがさらに接近しても錨索を伸ばしたり、機関を用いて錨索の振れ回り圏内を移動するなど衝突を避けるための措置をとらずに錨泊を続け、釣った魚を揚げながらふと右舷船首方に顔を向けたところ、至近に迫った同船を認めたが、どうすることもできず、07時55分少し前Bは、船首が068度を向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは球状船首に修理を要しない擦過傷を生じ、Bは右舷船首部が圧壊し、b受審人が、7日間の加療を要する左肋骨部打撲等を負った。

(航法の適用)

本件は、高茂埼南方沖合において、航行中のAと錨泊中のBとが衝突したものである。

衝突地点は、特別法である海上交通安全法及び港則法が適用される海域ではないので、一般法である海上衝突予防法が適用されることとなるが、同法には航行中の船舶と錨泊中の船舶との関係について規定した条文がないことから、本件は、海上衝突予防法第38条及び第39条の船員の常務によって律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、高茂埼南方沖合において、航行中のAが、見張り不十分で、前路で錨泊中のBを避けなかったことによって発生したが、Bが、見張り不十分で、注意喚起信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a受審人は、高茂埼南方沖合において、荻田港に向けて航行する場合、前路の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、船首上甲板の清水洗浄の状況を見ることに気をとられ、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、前路で錨泊中のBに気付かないまま進行して衝突を招き、A、B両船にそれぞれ損傷を生じさせ、b受審人を負傷させるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の四級海技士（航海）の業務を

1 か月停止する。

　b 受審人は、高茂埼南方沖合において一本釣り漁の目的で錨泊する場合、接近する他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、操業に気をとられ、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近する A に気付かず、注意喚起信号を行うことも衝突を避けるための措置をとることもなく錨泊を続けて、同船との衝突を招き、A、B 両船にそれぞれ損傷を生じさせ、自らが負傷するに至った。

　以上の b 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により同法第 4 条第 1 項第 3 号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 4 年 1 2 月 6 日

広島地方海難審判所

審判官 丸 田 稔